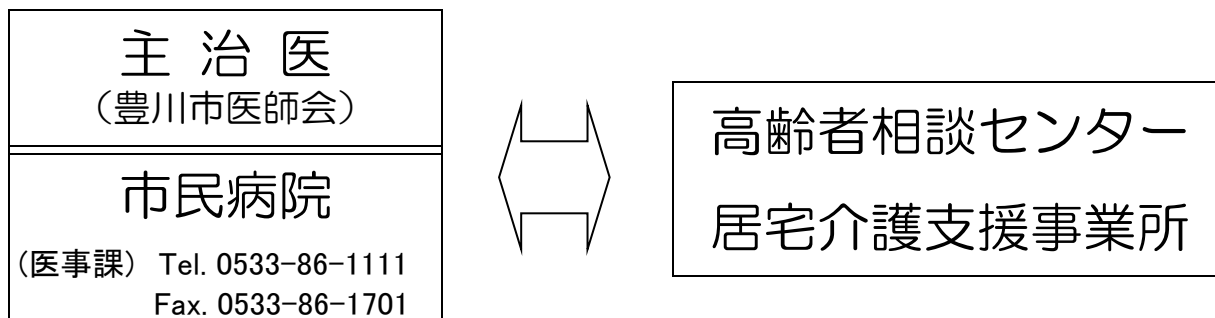


(H19.9～)

## 診療情報提供書フローチャート



- ※ 診療情報提供料を算定する場合は、原本を請求者に発行する必要があります。
- ※ 指定居宅介護支援事業者等に対する診療情報提供料は、同一月に介護保険の「医師が行う居宅療養管理指導費」を算定した患者については、算定できません。
- ※ 診療情報提供書で主治医が回答する場合は、  
『主治医⇄地域包括支援センター・居宅介護支援事業所診療情報提供書』の太  
枠内は必ず記入してください。
- ※ 情報の取り扱いには、個人情報の保護に十分な配慮をお願いします。